

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩尻市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長野県塩尻市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づく 1. 保険料の賦課徴収に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務 3. 介護給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要介護更新認定及び要介護状態区分の変更の認定に関する事務 など
③システムの名称	1. 塩尻市住民情報システム(既存介護保険システム) 2. 業務間連携システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者台帳ファイル 2. 受給者台帳ファイル 3. 賦課台帳ファイル 4. 収納情報ファイル 5. 処分情報ファイル 6. 折衝記録情報ファイル 7. 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項並びに別表100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 160の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、131, 132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	塩尻市健康福祉部介護保険課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	塩尻市健康福祉部介護保険課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報及び住所を含む3情報による照会を原則とすること。以上の対策を講じていることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報については速やかに、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すると共に、特定個人情報が記録された書類等を書庫に保管する場合には、記録を保存することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅱ. 1	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ. 2	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ. 1	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ. 2	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	Ⅰ. 4. ②	・番号法第19条第7号 別表第二	・番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和5年7月1日	Ⅱ. 1	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	Ⅱ. 2	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ. 3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項並びに別表第一68項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ. 4. ②	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一覧(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、93, 94の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 160の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、131, 132の項	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ. 5. ①	健康福祉事業部長寿課	健康福祉部介護保険課	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ. 5. ②	長寿課長	介護保険課長	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ. 7	塩尻市健康福祉事業部長寿課	塩尻市健康福祉部介護保険課	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ. 8	塩尻市健康福祉事業部長寿課	塩尻市健康福祉部介護保険課	事後	
令和6年7月1日	Ⅱ. 1	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年7月1日	Ⅱ. ,2	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年8月1日	Ⅱ. 2	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	